資料１

南相馬市保健計画2018（素案）の概要

１　策定の趣旨

　　　南相馬市では、平成21年3月に保健福祉分野を一体的にまとめた「南相馬市健康福祉総合計画」を策定し、この中で、健康増進法及び食育基本法に基づく保健計画を健康づくり分野として位置付けました。

その後、平成23年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、市民の生活環境が大きく変化したこと、そして、計画が中間評価・見直しの時期を迎えたことから、平成25年2月に「南相馬市保健計画（後期計画）」を策定し、平成25年度から5年間（平成29年度末）を計画期間として、市民の健康づくりに取り組んできました。

後期計画の期間満了を受けて策定する「南相馬市保健計画2018」は、後期計画で設定した目標値の達成度、復興に伴う生活環境の変化や影響を踏まえ、市民、関係機関、行政が一体となって、より一層、市民の健康増進を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定します。

２　策定の概要

本計画は、健康増進法第8条、食育基本法第18条、自殺対策基本法第13条、歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項に基づく市町村計画を一体として策定します。また、本計画は、市政の最上位計画である南相馬市復興総合計画の実現に向けた保健分野の計画でもあり、市の関連計画、国の法制度や指針、県の計画との整合を図って策定します。

３　計画対象期間

　　　平成30年度から36年度の7年間（平成33年中間評価）

４　基本理念

　　　健康で安心して暮らすことができるまちづくり

５　策定体制

　　　保健計画策定庁内検討委員会で草案を検討

　　　保健計画策定委員会にて協議

　　　市民アンケート、関係団体ヒアリング、パブリックコメントにて市民意見反映

６　保健計画の骨子

　　　別紙のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1

７　施策の体系

基本理念

重点施策

施策の方向

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| 健康で安心して暮らすことができるまちづくり |  | 重点施策1　（拡）  生活習慣病予防対策の推進 | 1-1　生活習慣病予防のための健診及び  保健指導体制の充実  1-2　生活習慣病予防を意識した生活習慣の普及  1-3　自主的な運動習慣の定着を図る  環境づくり |
|  | 重点施策2　（拡）  疾病予防、がん対策の推進 | 2-1　健康意識の啓発  2-2　感染症予防の実施  2-3　がん対策の充実、がんの理解促進 |
|  | 重点施策3　（継）  生涯にわたる歯科保健の推進 | 3-1　歯と口のセルフケアの推進  3-2　プロフェッショナルケアの推進  3-3　歯と口の健康知識の普及・啓発  3-4　歯科保健体制づくりの推進 |
|  | 重点施策4　（継）  放射線による健康不安の軽減 | 4-1　放射線被ばく測定の継続、結果の周知  4-2　放射線による健康不安に対する相談の継続  4-3　放射線に関する情報発信の継続、  正しい知識の普及 |
|  | 重点施策5　（継）  ライフステージに応じた食育の推進 | 5-1　ライフステージに応じた正しい食生活の推進  5-2　食文化の伝承と地産地消の推進  5-3　食を通じて地域の健康づくりを担う  人材確保  5-4　食育に関する関係機関との連携 |
|  | 重点施策6　（継）  地域社会で支えるこころの  健康づくり | 6-1　こころの健康づくりの推進  6-2　自殺予防対策の強化 |
|  | 重点施策7　（継）  親子の健康、子どもが健やかに成長する環境づくり | 7-1　安心して妊娠・出産できる体制づくり  7-2　子どもの心と体の健康づくり  7-3　子育て世代を支えるための環境づくり  7-4　思春期保健の推進 |
|  | 重点施策8　（新）  市民の健康を支える医療と  環境の充実 | 8-1　地域医療体制の推進  8-2　健康的な暮らしを支える環境の充実 |

※事業の種別（前計画からの変更）　新規：（新）　拡充：（拡）　継続：（継）

2